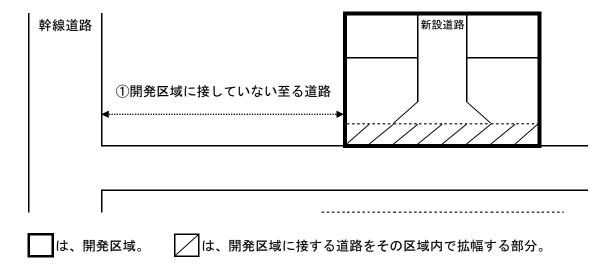
小山町開発許可の技術基準

1. 市街化区域内における 住宅地を目的とした開発行為に伴う道路整備条件

(都市計画法(以下「法」という。) 第33条、都市計画法施行令(以下「令」という。) 第25条関連)

(1) 開発区域内に新設道路を設ける住宅地の開発行為の例は、下図のとおり。



(2)技術基準の内容

- (1) の例で、開発区域が「10,000㎡未満」の場合の技術基準
- ・①の道路の有効幅員は、5.0m以上とする。

※ただし、①の道路が一方通行の場合又は次の条件をすべて満たす場合は、①の道路の有効幅員を 緩和する。

- ・①の道路の有効幅員が、その道路延長の内8割以上で4.0m以上のとき。 ただし、その有効幅員が4.0m未満の部分の道路延長は35m以内とし、有効幅員の下限は 3.0mとする。
- ・道路管理者の同意が得られているとき。

(3) 上記技術基準中の用語

有効幅員は、静岡県開発行為等の手引きの定めのとおり。